

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年12月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表9の項中「技能・労務職のうち」の右に「，高速指導運転士」を加える。

附 則

この規程は，平成30年1月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)